

令和5年5月12日

保護者 様

習志野市総合教育センター所長

適応指導教室「フレンドあいあい」での新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されました。それに伴いまして、「フレンドあいあい」におきましては、同感染症に係る基本的な取り扱いを下記の通りとします。御対応よろしくお願いいたします。

記

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を出席停止期間とします。
- ・発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・濃厚接触者は特定されなくなるため、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合でも、登室を控える必要はありません。ただし、登室に際して不安がある場合は、御相談ください。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、感染拡大防止の観点からも自宅で休養する事が重要ですので、無理をして登室することがないようにお願いいたします。インフルエンザと同様、その後の病状等で新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は出席停止となりますので、「フレンドあいあい」まで御連絡ください。

担 当	河西 由香
指導員	早山・滝田
T E L	047-471-1236